

事務連絡
平成27年2月18日

各
都道府県
指定都市
中核市
介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

介護関連施設・事業所等に対するリコール製品の情報の周知について（依頼）

今般、消費者庁消費者安全課及び経済産業省商務流通保安グループ製品安全課より、介護関連施設等において使用されている可能性のあるリコール製品について、当該施設等がわかりやすく確認できるようなチラシ（別添）を作成したため、介護関連施設・事業所等への配布の依頼がありました。

過去に介護関連施設等においてリコール回収中の製品を火元とする火災事故があったことを踏まえれば、介護関連施設等の職員や利用者に対し、危害・危険が及ぶ可能性のあるリコール製品について周知徹底を行い、注意喚起を行っていくことが重要です。

このため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の市町村、介護関連施設・事業所及び関係団体等に対する別添チラシの配布やリコール情報の周知について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。